

# 税制優遇制度のご説明

## 認定NPO法人こうち被害者支援センター

日頃は、こうち被害者支援センターの活動に温かいご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。こうち被害者支援センターは平成26年7月4日付で、高知県知事より認定非営利活動法人（寄付金税額控除対象法人）として認定されました。認定によりご寄付をいただいた方が税制上の優遇処置の制度を利用できるようになりますのでお知らせいたします。

### 個人の方が寄付する場合

個人が認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターへ寄付をしていただくと、寄付金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市町村が条例で指定した認定特定非営利活動法人（NPO）に個人が寄付すると、個人住民税（地方税）の計算において、寄付金税額控除が適用されます。

- ① 所得税額の控除額（税額控除を選択した場合） →  $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$
- ② 住民税額の控除額（都道府県と市町村双方が指定した場合） →  $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$

※ 国税と地方税合わせて、寄付金額のおよそ50%が税額から控除されます。

所得税の税額控除を選択した場合・例えば、年収300万円の方が、1万円寄付した場合

所得税（※1）  $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$

個人住民税  $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 800 \text{円}$  合計4,000円が税額から控除

（※1）寄付金の額の合計額は所得金額の40%、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

（※2）所得控除の場合には控除税額は、1,200円となります。（所得税利5%）

所得税（※1）  $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 5\% = 400 \text{円}$

個人住民税  $(10,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 800 \text{円}$  合計1,200円

### 法人の方が寄付する場合

法人が認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターに寄付をしていただくと、一般寄付金の損金算入限度額（※1）とは別に、特定公益促進法人に対する寄付金の額と合わせて、特別損金算入限度額（※2）の範囲内で損金算入が認められます。また、寄付金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄付金の額と合わせて一般寄付金の損金算入限度額の範囲で損金算入が認められます。

（※1）一般寄付金の損金算入限度額

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】  $(\text{資本金等の額} \times 0,25\% + \text{所得金額} \times 2,5\%) \times 1/4$

（※2）特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】  $(\text{資本金等の額} \times 0,375\% + \text{所得金額} \times 6,25\%) \times 1/2$

相続財産のご寄付の場合 相続または遺贈により財産を取得した方がその財産を申告期限内に当法人に対してご寄付いただいた場合には、控除の対象となります。

- ・寄付金控除の申告の際は、当法人の発行する領収書が必要です。
- ・個人の方は¥2,000を超える会費・寄附について、寄付金の税額控除の対象となります。但し、税額控除について、対象となる会費は賛助会費のみです（団体・個人ともに）
- ・ご入金ごとに受領証明書を発行させていただきます。相当期間、大切に保管していただくよう、お願いいたします。

※税額控除について、ご不明な点がございましたら、お近くの税務署にお問い合わせください。